

函館市役所本庁舎広告付庁舎周辺等案内板運用業務仕様書

1 運用業務について

(1) 案内板の運用については以下のとおりとすること。

○ 案内板（A）：本体の大きさは縦1,500mm×横3,720mm×奥行975mm。（別紙3「案内板（A）図面」参照）

① 庁舎案内図と周辺地図を作成し、案内板に掲示すること。掲示物の素材は乳半フィルム（ラミネート加工）、大きさは縦1,158mm×横1,708mm程度とし、広告掲載部分は周辺地図内の30%以内とすること。

② 庁舎案内図について

ア 各階ごとに部局名をわかりやすく表示すること。

イ 1階と2階については平面図を掲載し、担当窓口をわかりやすく表示すること。

ウ 部局の異動や変更等があった場合は本市の指示に基づき修正を行うこと。

エ 部局名は英語も表記すること。

③ 周辺地図について

ア 函館市広域図をメインとし、その他函館市役所の周辺図を掲載すること。

イ 公共施設等本市が指定する地点をわかりやすく表示すること。

④ 案内板の裏面には函館の四季折々の景観等の写真を2枚掲示することとし、年4回以上入れ替えること。掲示物の素材は乳半フィルム（ラミネート加工）、大きさは縦850mm×横1,428mm程度とすること。

⑤ 周囲と調和のとれた色合い、デザインにすること。

⑥ 転倒などによる事故防止策を十分に講じること。

⑦ 文字の大きさや配色などについて、高齢者や色覚障がい者に配慮する等のユニバーサルデザインに配慮すること。

○ 案内板（B）：本体の大きさは縦2,100mm×横2,670mm×奥行700mm。本体内に55インチの液晶ディスプレイ（SHARP PN-R556）。（別紙4「案内板（B）図面」参照）

① 周辺地図を作成し、案内板に掲示すること。掲示物の素材は乳半フィルム（ラミネート加工）、大きさは縦1,220mm×横1,630mm程度とし、広告掲載部分は周辺地図内に30%以内とすること。

② 周辺地図について

- ア 函館市広域図をメインとし、その他函館市役所の周辺図を掲載すること。
- イ 公共施設等本市が指定する地点をわかりやすく表示すること。

③ デジタルサイネージについて

- ア ディスプレイ（SHARP PN-R 5 5 6）で民間広告および市政情報を放映し、情報提供を行うこと。
- イ 1 枠 1 5 秒程度とすること。
- ウ タイマーその他の機器による電源の投入および自動遮断を可能にすること。

④ 周囲と調和のとれた色合い、デザインにすること。

⑤ 転倒などによる事故防止策を十分に講じること。

⑥ 文字の大きさや配色などについて、高齢者や色覚障がい者に配慮する等のユニバーサルデザインにこころがけること。

- 案内板（C）：本体の大きさは縦 2, 2 0 0 mm×横 1, 0 0 0 mm×奥行 1 5 0 mm。本体内に 4 9 インチの液晶ディスプレイ（SHARP PN-R 4 9 6）。（別紙 5 「案内板（C）図面」参照）

① 液晶ディスプレイには縦 1 0 0 mm×横 6 0 0 mm以上のテロップ入力部分を設けることとし、その他会議や行事予定などの情報入力欄を設け、必要に応じて担当職員のパソコンから情報の更新や入力欄の行数の増減調整および画像の挿入をできるようにすること。

なお、会議予定には「会議名・場所・時間・主催者」の項目を設け、行事予定には「行事名・場所・期間」の項目を設けること。

② 液晶ディスプレイに表示されるテロップおよび会議・行事予定は、必要に応じて決められた間隔で、別の関連情報に自動で入れ替わる仕様にする。

③ 周囲と調和のとれた色合い、デザインにすること。

④ 転倒などによる事故防止策を十分に講じること。

⑤ 文字の大きさや配色などについて、高齢者や色覚障がい者に配慮する等のユニバーサルデザインにこころがけること。

⑥ タイマーその他の機器による電源の投入および自動遮断を可能にすること。

- (2) 案内板（B）と案内板（C）のデジタルサイネージを運用するための機器は運用事業者が準備すること。現在使用している機器は以下のとおり。

・STB（サイネージ用パソコン） EPSON: E n d e a v o r J E 1 8 0 2台

- ・無線LANルーター マイクロリサーチ：MR-GM3 2台
- ・アンテナ マイクロリサーチ：MR-G3用アンテナ 2台
- ・遠隔電源制御装置 明京電機：RPC-M2C 2台

(3) 案内板に関する問い合わせ等に対応するため、運用事業者の対応連絡先を明記するとともに、運用事業者の責任において対応すること。

(4) 表示内容の変更等に伴う作業は必要に応じて都度行うものし、1年に1度は地図全体の張り替えを行うこと。

(5) 案内板の中に、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、当該広告内容は函館市が推奨するものではありません。」等の表記をすること。

2 その他

本仕様書に定めのない事項や疑義があった場合は、その都度本市と運用事業者で協議の上定めるものとする。